

会 議 録

会議名	令和 8 年度第 1 回八戸市学校給食審議会		日時	令和 8 年 7 月 22 日 (水) 13 : 00～13:50
次第	1 開会 2 委嘱状交付 3 教育長挨拶 4 案件 (1)報告事項 ①令和 8 年度学校給食事業の概要について 資料 1 ②学校給食費の改定について 資料 2 ③(仮称)八戸市新学校給食センター整備・運営事業の事業者公募について 資料 3 ④学校給食センター調理等業務委託事業者の公募について 資料 4 ⑤地震の被害状況について 資料 5 5 閉会	場所	SG GROUP ホール はちのへ 1 階講義室	
出席者	【委 員】 金田会長、佐藤裕一副会長、高橋委員、松舘委員、佐藤千恵子委員、南委員、田村委員、坂本委員、木村委員 計 9 名 【事務局】 教育長、教育部長、学校教育課長、学校教育課参事学校給食グループリーダー、東地区給食センター所長、学校給食グループ員 6 名			
概 要				
進行役	本日は御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから令和 8 年度第 1 回八戸市学校給食審議会を開催いたします。本日は全委員 11 名のうち 9 名に御出席いただいておりますので、本市学校給食審議会規則第 4 条第 2 項の開会要件を満たしておりますことを御報告申し上げます。 それでは委員の異動等により、新しく委員になられた方へ委嘱状の交付を行います。お名前が呼ばれましたら、その場で御起立いただき、委嘱状が交付されましたら御着席ください。それでは、教育長お願いいたします。(委嘱状交付) これもちまして委嘱状の交付を終わります。 それでは、本日御出席の委員の皆様の御紹介をいたします。(委員紹介) 次に、事務局の職員を紹介いたします。(事務局紹介) 続きまして、教育長より御挨拶申し上げます。(教育長挨拶) 続きまして、金田裕治会長から御挨拶をお願いいたします。(会長挨拶) ありがとうございました。それでは、ここから会長に議事の進行をお願いいたします。 それでは、これより副会長の選出に入らせていただきます。 この度、馬場英子委員の辞職によりまして、副会長 1 名を選出することになります。本市学校審議会規則第 3 条第 2 項によりまして、副会長は委員の互選によって定めるということになっておりますが、どなたが推薦はありますか。(なし) 学校現場を知っておられる佐藤裕一委員はいかがでしょう。よろしければ拍手で承認をお願いします。(全員拍手) それでは、副会長は佐藤裕一委員をお願いいたします。新しく選任されました佐藤副会長は、前の席をお願いします。 続いて会議に入りますが、その前に事務局より注意事項があります。 報道の方におかれましては、審議終了まで写真、映像の撮影を行わないようお願いいたします。なお、本審議会は公開の会議でありますので、本日の会議録は、後日、市のホームページに掲載されることを御承知おき願います。それでは、会長、会議の進行			
会 長				

進行役 会 長	をお願いいたします。 それでは、ただいまから会議に入ります。 本日は報告事項が五つとなっております。スムーズな進行に御協力をお願いいたします。 初めに、報告事項①令和 8 年度学校給食事業の概要について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	私、春日から案件 1 の冒頭を説明させていただきます。資料 1 の 1 ページ目、令和 8 年度八戸市学校給食事業の概要について、を御覧ください。まず(1)給食の目的でございますが、学校給食は単なる栄養補給のための食事という意味にとどまらず、教育の一環として、学校給食法に基づき実施しております。学校給食により、栄養のバランスを取れた食事を子どもたちに提供し、日々の健康増進、体力の向上を図り、さらには学校給食を生きた教材として扱うことにより、食文化について関心を深め、食事の自己管理能力を養うとともに、感謝の気持ちを培うなど、食育の推進を図るものとして実施しております。(2)給食の内容でございますが、八戸市で実施している給食は、米飯又はパン、麺の主食の他、おかず及び牛乳による完全給食でございます。主食については、米飯が週 3.5 回パンが週 0.5 回、隔週で提供という意味でございます。麺が週 1 回で実施しています。食材についてですが、主食、牛乳を中心として、地元産や国産を積極的に使用しております。表にもございますが、米飯は八戸産米まっしぐら、牛乳は県産乳を 100% 使用しております。学校給食用物資の調達については、米飯やパン、牛乳については、年間契約、調味料や麺類の主なものについては半期契約、その他の野菜や肉などの食材については、毎月の入札による契約となっております。 次のページにまいりまして、(3)食物アレルギー対応食の提供でございます。食物アレルギー対応食は通常の給食から卵・乳を除去したものを、西地区給食センターに専用調理室を設け、市内全域に提供しております。令和 8 年 6 月時点の提供人数は 38 名となっております。次に(4)非常食の備蓄でございますが、災害などにより給食センターが急遽、給食提供を停止しなければならない場合に備え、代替給食として提供するレトルトカレー、通称「ほっとするカレー」を備蓄しております。非常食としての使用がない年は、3 月 11 日東日本大震災発生の日前後に、防災教育の一環として、給食で提供するものでございますが、今年度については 4 月 20 日の地震で既に使用しております。なお、備蓄の補充は現在進めているところでございます。(5)当市における給食提供人数でございますが、今年度の給食提供人数は令和 8 年 5 月 1 日現在で 1 万 6,218 人となっており、前年より 364 人減少しております。センター別の人数はその下の表を御参照ください。次に(6)給食費、1 食当たりの食材費としてのものでございますが、7 月に改定を行い、現在の 1 食当たりの金額は小学校 360 円、中学校 400 円となっております。本件については後ほど報告させていただきます。次に、(7) (8)は、森林より説明させていただきます。
事務局	(7)献立作成についてですが、基本的な方針を定め、献立作成をしております。栄養面ですが、発達段階に応じ、八戸市学校給食摂取基準に基づいて献立を作成しています。また、健康や偏食予防のため、多種多様な食品や料理を選んで取り入れています。併せて栄養のバランスのとれた内容となるよう、主食、主菜、副菜、汁物、牛乳、果物などを組み合わせています。安全衛生面については、加工食品の利用の際は、内容組成栄養成分表等の提示を受け、使用を決めています。また、食中毒予防のため、作業工程や作業動線を考慮し、衛生管理に配慮した献立にしています。嗜好面については、児童生徒の嗜好を考慮し、味付けや調理法、料理の組み合わせを工夫しています。教育面については、学校給食を生きた教材として食育に活用できるよう考えております。具体的には、旬の食材や地域で作られる食材を多く取り入れ、食への関心や自然への理解を深めることができるようにしています。また、郷土料理や郷土行事食を取り入れ、食文化への理解を深めることができるようにしています。最後に、経済面については、給食費の予算内で収めるように調整しています。表に表したものは八戸市学校給食摂取基準となります。毎年、八戸市の児童生徒の身長から算出した標準体重を基に推定エネルギー必要量を算出し、文科省から出されている学校給食摂取基準の基準値と大差ないことを確認した上で、国の基準値を八戸市も採用としているものです。エネルギーをはじめ、ほとんどの栄養素は、1 日に必要な 3 分の 1 となっておりますが、カルシウムは 50%、鉄、食物繊維は 40%以上と、家庭では摂りにくい栄養素については、給食での目標割合

	が高くなっています。次のページをお開きください。栄養価の現状をグラフで表しております。水色の部分が先ほどの基準を 100%として表したもので、赤の実線が令和 5 年度、緑が令和 6 年度、紫が令和 7 年度の実施の状況となっております。小学校ではほぼ充足した状況になっておりますが、中学校は今後改善が必要な栄養素も見られます。中学校のカルシウムについては、物価高騰による給食費のひっ迫のため、チーズやヨーグルトの回数が減少したこと、カルシウム強化食品の使用を取りやめた影響が見られ、ここ数年減少傾向にあり、昨年度も 90%を切った状況でした。塩分については、小・中ともに改善が必要な栄養素であり、給食センターでは調味料の分量の見直し、だしの活用など、適度な塩分で美味しい味付けとなるよう、日々研究を続けているところです。数値に関しては、調理で使用している塩分であり、麺の汁や煮物の汁は残食として戻ってきている状況です。
事務局	5 ページの学校給食費に関する施策等について、中嶋より説明いたします。(1)学校給食食材費高騰対策支援事業でございますが、①事業概要は、児童生徒分の食材費高騰分を市が負担することにより、学校給食の質の確保に努めているものです。財源は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。(2)学校給食費無償化事業でございますが、①事業概要は、学校給食費の保護者負担分を市が負担することにより、給食費無償化を行っているものです。②財源は国の給食費負担軽減交付金で、いわゆる国の小学校給食費無償化の制度によるもの及び県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用しております。(3)就学援助制度でございますが、学校教育法第 19 条の規定に基づく生活困窮世帯、この第 19 条は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないというものです。これに該当する世帯について、学校給食費の保護者負担分を市が負担しています。私からは以上です。
事務局	次のページにまいります。3 新学校給食センター整備運営事業についてです。私、百瀬より説明をいたします。新学校給食センター整備運営事業については市内三つの給食センターがありますが、そのうち北地区給食センターと東地区給食センターが老朽化をしていることから、二つのセンターを統合した新学校給食センターを美保野小中学校跡地に整備いたします。供用開始は令和 11 年 8 月の 2 学期からを予定しております。今年度のスケジュールにつきましては事業者の公募選定を行い、事業契約の締結までを予定しております。詳細につきましては、この後別途御説明を申し上げます。私からは以上です。
事務局	最後に私から令和 8 年度事業行事等について、を御説明申し上げます。(1)学校給食主任研修会については、5 月 26 日に福祉公民館で開催済みで、年度初めに行っている学校の給食主任を対象とした学校における給食業務の説明会を行いました。給食主任 57 名が参加し、内容については御覧の通りの事を御説明申し上げました。(2)手作り弁当の日については、食の大切さを見直し、親子の触れ合いや家族の絆を深め、家庭における教育力の向上を図るため、年 2 回市内小中学校で一斉に実施しているものですが、本件については後ほど御説明申し上げますが、1 回に減らす方向としております。(3)学校給食献立検討会議については、安全安心で魅力ある給食とするため、教職員及び保護者代表の方々に栄養士の作成した献立案に意見をいただく取組みでございます。今年度も西ブロック、そして北東ブロックに分けて、御覧のとおり 3 回開催することとしております。委員は各ブロックとも給食主任 6 名、保護者 3 名で構成されております。(4)学校給食審議会でございますが、学校給食の運営を円滑に行うため、学識経験者、学校長及びその他教育関係者の委員により、学校給食の運営について審議いただくものです。令和 8 年度については、例年どおり 2 回の開催で、今回は 2 月の予定でございます。(5)給食センター見学及び学校給食試食会については、市民向け給食センター見学会で毎年開催しております。学校給食を通じ、食についての理解を深めることを目的としており、施設見学と給食の試食を行っているものです。開催日は 10 月 22 日で会場は西地区給食センター、募集人数は 20 名となっております。(6)学校給食食育活動見学会については、八戸市から八戸市学校給食会への委託でございまして、今年度は 12 月 17 日に西白山台小学校で開催予定です。なお、学校給食審議会委員の皆様にも御案内予定でございます。説明は以上です。

会 長	ただいまの説明について御意見、御質問ございませんでしょうか。はい、お願いします。
●●委員	皆様におかれましては日々子どもたちの食育を支えていただきまして保護者として感謝申し上げます。私から二つ質問させていただきたいと思います。初めにですが、3 ページ目の献立についての③嗜好面について少し伺えればと思っております。文面の中の、嗜好を考慮し、と記載されていますが最近の子どもたちの嗜好の傾向はどのようになっていますでしょうか。また、子どもたちにそのためのアンケートなどのリサーチを行っていますでしょうか。分かる範囲で構いませんので教えていただければと思います。
事務局	二つ目ですが、2 ページの(4)の非常食のホッとするカレー備蓄のところでございます。常時何食分の備蓄をされていますでしょうか。また、カレー以外に備蓄はありますでしょうか。以上の2点をお願いします。
事務局	最初の方の児童生徒の嗜好といったところですが、こちらは献立を作成しております栄養教諭が学校に伺って授業していますので、その時の聞き取りとか、あとは帰ってきた残食を見て栄養士の方で嗜好の判断をしています。残ってくるものとしては、やはり和食のもの煮物とかが多いようです。家庭でちょっと食べる機会が減っているのでそういったものもなかなか給食でも量が進まないのかなというお話がありまして、こちらもある好きなものだけ出す、ではなくて、いろいろなものの味を知ってほしいということもありますので、和食の方は子どもたちが食べやすいサイズで切るとか、味付けにするとかの形で、煮物も継続して出しているような状況です。あと酢の物に関しても、小学校ですと、酸っぱいものがちょっと苦手に残ってくるということも聞いておりますので、献立の方で、たんぱく源と組み合わせるとか、酸味を控えた味付けにするという工夫をして提供しております。アンケートについては、市全体でアンケートを取るということには行っていないのですが、学校に伺ったときに先ほど言ったような聞き取りの形で子どもたちから状況を確認するというような形でやっておりました。以上です。
事務局	それでは非常食の件に関しましては私の方からお答えさせていただきます。まず備蓄に関しましては、基本的に1 日分備蓄をしております。ただし、昨年度に関しましては昨年 12 月の地震の際に、株式会社ユニバースさんから給食に対しての寄附を頂戴しまして、このホッとするカレーの 10,000 食を購入させていただきました。ただ、10,000 食で全域分をカバーできるわけではないので、我々の方の活用の想定としては一部の給食センターが稼働できない状況に対して、そちらを活用させていただこうと考えております。非常食の内容ですけれども、現在はカレーのみとなっております。以上です。
●●委員	ありがとうございました。
会 長	1 日分だったら、例えば去年の地震は3 日か 4 日ぐらいは供給しなきゃならなかったですね。ああいう場合は、他の自治体に協力を仰ぐような形になるんですか。
事務局	いいえ。なかなかそう簡単に給食の機能移転はできないもので、まず 1 食はカレーだったんですけれども、ご飯と牛乳に関しては、給食センターの中で調理してるものではないので、外部から運ばれるものを提供しまして、あとは家庭の方から持参いただくといったような対応をしておりました。12 月に関しましては東センターの方が稼働できない期間が長かったんですけれども、調理不要で個装になっているものを生徒一人一人に提供しました。例えばレトルトの煮魚であったり、レトルトのスープであったりとか、そういったものを提供しまして、給食とさせていただいた時期がございました。
●●委員	ちなみにですけども、レトルトパックの商品ですけども、これは市外のメーカーさんが作ってるものなのか、市内のメーカーさんが作ってるのを使っているのかどちらでしょうか。
事務局	市外のメーカーになっております。今の報告でもありましたとおり、できるだけ地元産という方針を持っているんですけども、やはり 16,000 食を指定した日にしかも短期で準備するというのが災害の時はありますので、調達できるとなると、なかなか産地の方まで指定できないというところがございます、そのとき調達できるものというところを優先して市外となっております。
●●委員	一応参考までに、市内で作られてるものであれば調達の優先順位が上がってくるっていうことになりますか。
事務局	そうですね。通常であれば、そういったところになると思います。ただ、12 月は初め

●●委員 会 長 事務局	での取組みだった時でしたが、なかなかいいものが見つからないなと思っていたんですけども、見つかったものが煮魚に関して市内製造のものでして、それは市内の業者さんの方から調達することができました。 分かりました。ありがとうございました。 他に御質問、御意見はありますか。よろしいですか。次に進めます。学校給食費の改定について事務局から説明をお願いいたします。 それでは、資料の 2 をお開きください。資料 2 学校給食の改定について御報告いたします。今回の改定は、令和 8 年 2 月 13 日開催の学校給食審議会において、給食費改定手続の見直しについて報告させていただいた方法による改定であり、無償化における基本物資、主食と牛乳です、基本物資の契約単価の変動分を反映させるための給食費改定については、学校給食審議会への諮問を行わず、教育委員会事務局での文書起案の決裁により給食費改定を決定するという方法に基づき行ったものでございます。
会 長 事務局	まず、資料の 1 改定金額ですが、令和 8 年 7 月 1 日の給食費から 1 食当たり小学校 360 円、中学校 400 円に改定しております。6 月までとの差額は、1 食当たり小学校がプラス 25 円、中学校がプラス 20 円でございます。2 改定理由ですが、無償化下における令和 8 年度の基本物資の契約単価の変動分を反映させるためのものでございます。3 の改定の目的ですが、基本物資の契約単価の上昇により、副食率が下がっているため、副食率 50%台の回復を目指すものでございます。詳細について、資料の裏面の表で御説明しますので、御覧ください。副食率の推移を見ますと、前回給食費改定を行った令和 7 年 10 月は、小・中学校共に副食率 50%台に回復しております。しかしながら、令和 8 年 4 月の基本物資、主食・牛乳の値上がりにより、再び副食にかけられる金額は少なくなり、小学校 46.27%中学校 47.8%と 50%を下回る結果となりました。下の表の栄養価の推移にも表れておりますが、令和 8 年 4 月は、前回給食費改定を行った令和 7 年 10 月の状況に比べ、カルシウムを除く全ての栄養素で数値が下回っている状況となっております。表の方に戻りまして、4 の改定期間ですが、最初に述べましたとおり、令和 8 年 7 月 1 日の提供分からの給食から実施しております。5 その他として、教職員や給食センター職員など、児童生徒以外の学校給食費についても同様の取扱いとしております。以上で説明を終わります。
会 長 事務局	はい。ただいまの説明について御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは 3 番(仮称)八戸市学校給食センター整備運営事業者公募について事務局から説明をお願いいたします。 それでは私、百瀬の方から説明をいたします。資料 3 を御覧ください。 (仮称)八戸市学校給食センター整備運営事業について 7 月 10 日に募集要項等を公表し、整備運営等を行っていただく事業者の公募を開始しましたので、その内容を報告させていただくものです。まず、1 事業概要の(1)事業名称は(仮称)八戸市新学校給食センター整備運営事業です。(2) 事業の基本方針は七つございます。①安全安心でおいしい給食提供の安定的な継続、②民間活用の民間活力を活用した効率的かつ合理的な施設整備及び運営、③学校給食衛生管理基準に適合した施設整備、④食物アレルギーへの対応、⑤災害への耐性を備えた施設整備及び維持管理、⑥環境負荷への配慮、⑦働きやすさに配慮した施設の整備、としております。このうち、下線部⑤の災害への耐性を備えた施設整備及び維持管理につきましては、昨年 12 月以降、当市において大きな地震により給食センターも被害を受けております。今後の対策として、施設が災害により被害を受けた場合でも、早期に回復・復旧できるよう、災害への耐性を備えた整備及び維持管理を行うことが重要であるというように認識していることから、この内容を盛り込んだものでございます。次に(3)施設概要及び事業範囲です。表の左の列の新学校給食センターにつきましては、立地は美保野、提供食数は一日当たり 6,000 食程度、事業範囲は整備維持管理運営でございます。一方表の右の列でございますが既存の西地区給食センターで、立地は北インター工業団地、提供食数は一日当たり 9,000 食程度、事業範囲は修繕は含まず、日常的な清掃と点検のみの維持管理と運営でございます。次に(4)事業方式ですが、PFI 法に基づき、事業者自らが新センターを設計、建設を行いまして、施設の所有権を市に移管した後に先ほど申したとおりの維持管理運営事業者が行うという PFI(BTO)方式で行う予定でございます。次に(5)事業期間でございますが、令和 9 年 3

	月議会の議決によって、事業契約締結日から令和 26 年 7 月末までとしており、新給食センターの供用開始は令和 11 年 8 月の 2 学期からとしております。続きまして(2)提案上限価格ですが、消費税および地方消費税の額を含めまして 162 億 9,871 万 5,000 円としております。次のページにまいりまして、(3)事業者の募集及び選定の方法ですが、公募型プロポーザル方式で行う予定でございます。最後に、(5)事業者の選定までのスケジュールでございます。まず今月 10 日に募集要項及び要求水準書等を公表してありまして事業者の公募を開始しております。その後、9 月までの間に応募を予定する企業グループと募集要項や審査基準などについて、書面での質問意見等の受け付けや直接対話を実施いたします。10 月に応募者の参加資格審査、11 月から 12 月にかけて提案書類の審査及びプロポーザルのヒアリング審査を行い、優先交渉権者を決定公表、その後翌年 2 月までに基本協定及び仮契約を締結し、3 月に議会の議決を得て事業契約を締結する予定としております。説明は以上です。
会 長 事務局	はい。ただいまの説明について、御意見、御質問ありますか。次に資料の 4 学校給食センター調理など業務委託業者の公募について事務局から説明をお願いいたします。 はい。資料の 4 学校給食センター調理等業務委託業者の公募について、を御説明いたします。本件は、現在の契約が今年度で満了するため、7 月からの公募開始に当たり御報告申し上げるものです。まず、1 委託業務内容ですが、市内 3 か所にある既存の給食センターにおける調理業務に加えて、各小・中学校への配送及び配膳業務等を委託しております。次に、2 契約理由ですが、令和 4 年 4 月 1 日から開始した現在の委託期間が今年度末で満了するためでございます。次に 3 選定方法ですが、公募型プロポーザル方式にて選定をいたします。次に、4 契約期間ですが、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとしております。次に 5 委託金額の上限額ですが、6 億 9,100 万円としております。次に 6 公募に係る主な日程ですが、本年 7 月 14 日に公募を開始いたしまして、9 月中に応募業者から参加表明書等の提出がございます。その後、10 月 30 日の選考会を経て、翌年 3 月までの契約締結を予定しております。最後に 7 その他ですが、近年の最低賃金の引上げや物価上昇分を委託金額に適切に反映させるため、契約期間を 1 年間と設定いたしました。なお当委託期間において、業務の誠実な履行を確認できた場合、令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までの期間についても、委託金額の上限額を見直しの上、随意契約により継続して契約を締結する予定です。以上で説明を終わります。
会 長 事務局	ただいまの説明について、御意見、御質問はありますか。それでは次に、地震の被害状況について事務局から報告をお願いいたします。 それでは私、春日から説明申し上げます。資料の 5 令和 8 年 6 月 25 日発生の震度 6 弱の地震に伴う給食センターの被害状況等について、を御覧ください。1 被災状況についてですが、センターごとにまとめてあります。(1)北地区給食センターにつきましては、調理室の壁の剥がれ、フライヤーのダクト、揚げ物機の換気設備のことですけれども、ダクトの接合部分の剥離、天井の見切り材の剥離、防災垂れ壁破損、壁の破損や落下が写真のようにございました。(2)東地区給食センターについては、調理室の防煙垂れ壁 6 枚の破損及び落下、内壁、天井破損や落下、吸気口の蓋の落下、傾きなどがありました。次のページにいきまして(3)西地区給食センターにつきましては、釜調理室の天井見切り材の剥離落下、天井材の破損、洗浄室の天井材の破損落下、倉庫天井破損などがありました。次に、各給食センターの復旧についてですが、北地区給食センター及び西地区給食センターについては、復旧作業がそれぞれ 7 月 4 日あるいは 3 日までに完了しております。東地区給食センターについては、被害が一番大きかったこともありまして、1 学期中の復旧はできず、2 学期に向けて復旧を進めており、昨日から作業に入っております。順調にいけば 8 月 20 日頃までに完了見込みでございます。ただし今後予定されている点検や試験運転により修繕が長引く可能性もございます。その際の給食対応については、現在の体制、北地区給食センターで東地区給食センター分を調理するといったことを継続する方向で考えております。次に、3 被災に伴う給食提供についてですが、発災直後の 25 日は市内一斉休校、26 日は市内一斉の午前授業となりました。よって給食はございませんでした。翌週 29 日から 7 月 3 日までは 3 センターとも稼働停止していたため、業者から米飯及びパン・牛乳、一部のデザートを提供し、おかずは各家庭から持

	参いただきました。翌週 7 月 6 日から 24 日、1 学期最後まで東センターが稼働再開しない状況下で、北センター分及び東センター分の給食については、献立を通常の牛乳・主食・汁物・副食 2 品から副食 1 品に変更しまして、デザートなどの添え物を追加しまして北地区給食センターで調理して提供しました。食器は北センターだけで 2 センター分の洗浄消毒ができないため、給食提供に不可欠な食缶と食器具を優先し、食器については弁当箱と汁椀を各家庭から児童生徒に持参いただく対応としております。西センターについては 7 月 6 日より通常給食を提供しております。次に、3 回の地震における給食センター被害状況の一覧、その次の 5、3 回の地震における給食提供の対応一覧につきましては、3 回の地震をそれぞれ一覧にしたものでございます。昨年 12 月 8 日については、2 月の審議会で報告済みでございますが、4 月 20 日発生地震については、東センター及び西センターで被害がございまして、給食対応についても、給食の一部が提供できない、一部の品が提供できない時期が発生しましたこととお伝えして、報告とさせていただきます。なお、今回の地震に係る給食の対応につきまして、市民から 10 件程度の苦情要望をいただいております。内容としましては、給食センター施設の早期復旧と強化、弁当対応への補助、給食の量が少ないことへの対応、備蓄の強化などが市民の方からございました。説明は以上です。
会 長	はい。ただいまの説明について御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。他にございませんか。
進行役	以上で全ての案件が終了となります。事務局にお返しいたします。 以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回学校給食審議会を閉会いたします。